

協議第 16 号

慣行の取扱いについて(協定項目第 19 号)

市章、市民憲章、市の花木、市歌、都市宣言等については、新市において、速やかに制定する。

平成 16 年 7 月 7 日提出


都城北諸合併協議会会長 岩橋 辰也

平成 年 月 日承認

都城北諸合併協議会の調整内容 (案)

協議事項	19 慣行の取扱い(協定項目第19号)	部会等	総務部会 行政分科会
調整の内容	市章、市民憲章、市の花木、市歌、都市宣言等については、新市において、速やかに制定する。		



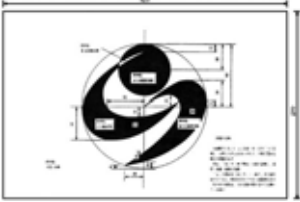
留意事項	関係法令等
<p>市章、市の花木、市歌等については、新市のシンボルとなるものであり、また、市民憲章、都市宣言については、新市の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧市町の市町章、憲章、花木、歌、宣言等は当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考える必要がある。</p>	

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
1 市章・町章	 <p>制定 昭和8年8月5日 色</p> <p>三ツ矢で「ミヤ」を、上方の矢と中央の円で古(コ)を、すなわち都城の「都」を表現し、あわせて円で「和」を、矢で「伸びゆく市勢」を象徴する。</p>	 <p>制定 昭和39年11月3日 色</p> <p>山之口、花木、富吉の3つの大字を示す三角形が、町民の協力と平和を表す円の中で山之口町の山を表現している。また、山の字が円を突き出ているのは町の躍進を誓っている。</p>	 <p>制定 昭和29年2月11日</p> <p>大井手、桜木、高城町、穂満坊、石山、有水、四家の7つの大字がよって一丸となり、円満発展する高城町を象徴する。</p>	 <p>制定 昭和30年1月31日</p> <p>「山田」の文字を町民の融和と団結を示す「円」で囲み、「三つの矢」は三方に伸びて躍進する町勢の姿を象徴している。</p>	 <p>制定 昭和43年3月12日 色</p> <p>高崎町の「T」を3字図案化して中央に高崎町の象徴である「橘の花」を描き、緑色・オレンジ色は「みどり・健康・ふれあいの町」をイメージした高崎町の発展と融和・団結を表現する。</p>

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
2 市歌・町歌	<p>制定 昭和 39 年 4 月 1 日 (市制 40 周年を記念して制定)</p> <p>1 はれていく盆地の霧に 山なみは朝日におうい きいきとまちは目ざめ一 日の仕事ははじまるああ 都城 希望のまちよ</p> <p>2 大淀のみなかみ澄んで 日は高く光みなぎる野に 立てばちからあふれひと びとのこころうるわしあ あ都城 平和のまちよ</p> <p>3 紫の霧島のみね雲染め て夕日が沈む夜霧わく黒 土踏めばあたたかいこ いのともしびああ都城 われらのまちよ</p>	<p>制定 昭和 39 年 11 月 3 日</p> <p>山之口町町民歌</p> <p>1 朝日に映える 東岳 山脈めぐる 田園に 豊 かな穂波 ゆれている みんないっしょに 肩く んで 汗を流して 築こ うよ ああ わが故郷 山之口町</p> <p>2 歴史をしのぶ 王子山 祖先がのこした この文 化 未来の光 ともして る みんないっしょに 眉あげて 元気いっばい 進もうよ ああ わが故 郷 山之口町</p> <p>3 ひとりひとりが 新し い 希望にもえて 町作 り 明日の幸福 よんで いる みんないっしょに 胸はって 風雨にたえて 伸びようよ ああ わが 故郷 山之口町</p>	<p>制定昭和 49 年 2 月 11 日 (町制 40 周年を記念して制定)</p> <p>高城町民歌</p> <p>1 夢がある 若い希望がここにある 霧島山のいただきを 仰いで誓う自治の輪に 平和の光 さすところ ああ明るい高城 われらのふるさと</p> <p>2 汗がある こぞの力がここにある 大淀川の うるおいに めぐみの田畑 いきいきと 豊かなみのり生む所 ああ伸びゆく高城 われらのふるさと</p> <p>3 花がある 香る文化がここにある ほまれの歴史 うけついで みなぎる意気の町作り 輝く明日を呼ぶところ ああ住みよい高城 われらのふるさと</p>		<p>制定 昭和 45 年</p> <p>1 長尾のみどり吹く風に 希望に燃えて立つ我等 農工商のおおのの 働くわざを身につけて 楽しく学び人と和し 築く幸あるわが郷土</p> <p>2 水ゆたかなる大淀の 岸辺の花のさわやかな みんなの知恵をよせあいて 平和と文化あふれたる 明るき町をつくらんと ふくらむ夢はかぎりなし</p> <p>3 国はじまりし高千穂の 永久に晴れゆく空のごと 磨きし心このあり 鍛えし体このあり 進まん道はただひとつ わが高崎の繁栄を</p>

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
3 市民憲章・町民憲章	<p>制定 昭和39年4月1日</p> <p>わたくしたち都城市民は、わたくしたちのまちをより明るく、より美しく、より豊かにするためにこの憲章を守りましょう。</p> <p>健康ではたらき、楽しい家庭をつくりましょう。 親切をつくし、明るい社会をつくりましょう。 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。</p>	<p>制定 昭和39年11月3日</p> <p>わたしたちは健康で豊かな伸びゆく町にするために、この憲章を守りましょう。</p> <p>1 自信をもち、根気強い人になりましょう。 1 よく学び、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。 1 きまりを守り、力を合わせ、明るい町をつくりましょう。</p>	<p>制定 昭和29年2月11日</p> <p>わたしたちは、美しい自然と歴史を誇る高城に生をうけ、祖先のきづいた、すばらしい業績をたいせつにうけつぎ、みんなでこの郷土を愛し、明るく豊で、いきいきと発展する町をつくるためにこの憲章を定めます。</p> <p>1 常によく学び、礼儀正しく、豊かなこころを持つ根気強い人になりましょう。 2 健康でよく働き、愛情に満ちた楽しい家庭をつくりましょう。 3 決まりを守り、よく助け合い、平和で住み良い社会をつくりましょう。</p>	<p>制定 昭和48年8月1日</p> <p>わたしたちの山田町は、朝夕霧島山を仰ぎ、青い空と美しい山河に恵まれています。この郷土をひらいて繁栄させてきた先祖の生き方に、わたしたち町民は、深い感謝と未来への決意を覚えます。</p> <p>このうるわしい風土に誇りと責任を持ち、いっそう住みよい豊かで平和な町にするために町民憲章を定めます。</p> <p>1 美しい自然を愛し文化を育て住みよい環境をつくりましょう 1 生涯の教育を大事にし、創造力を生かして、根気よくやりとげる人をつくりましょう 1 たくましい心と体を養い愛情を深めしあわせな家庭をつくりましょう 1 道徳を重んじ助けあい励ましあって明るい社会をつくりましょう 1 進んで開発をはかり、生産に励み豊かで平和な郷土をつくりましょう</p>	<p>制定 昭和43年3月12日</p> <p>みんなに愛されだれにもめいわくをかけない人になりましょう いつも健康で笑いと喜びのある楽しい家庭をつくりましょう お互いに力をあわせて明るい社会をつくりましょう 祖先をうやまい自然を愛しみどりのまちをつくりましょう</p>

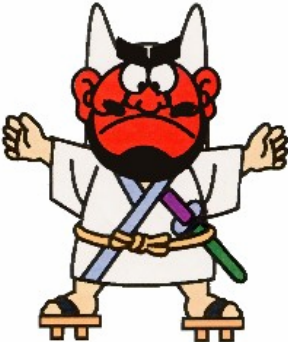
	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
4 市町の花木等	市の木 ケヤキ 市の花 アヤメ 市の花木 サザンカ	町の木 イチイガシ 町の花 アジサイ 町の鳥 ヒバリ	町の木 もくせい 町の花 つつじ 町の鳥 めじろ	町の木 ケヤキ 町の花 りんどう 町の花木 ヤマザクラ 町の鳥 ウグイス	町の木 クス 町の花 カンナ 町の鳥 ヤマバト
5 都市宣言	ウエルネス都市宣言 新・ウエルネス都市宣言 1999 交通安全都市の宣言 明るい選挙推進都市宣言 暴力追放都市宣言 シートベルト着用宣言 倫理高揚都城市議会宣言 核兵器廃絶都城市平和宣言 ゆとり宣言 地下水保全都市宣言	交通安全の宣言 明るい選挙推進宣言 暴力追放宣言 非核宣言の町	交通安全の町宣言 暴力追放の町宣言 核兵器廃絶都市宣言 有害図書自動販売機 行政対象暴力排除宣言	暴力追放宣言 シートベルト着用運動宣言 非核平和の町宣言 米市場開放阻止の町宣言 先の大戦における戦没者への追悼と恒久平和宣言 銃器犯罪根絶宣言 暴走族追放宣言	シートベルト着用宣言 暴力追放宣言 行政対象暴力排除宣言 非核宣言 人権尊重宣言

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
6 シンボルマーク	 <p>制定 平成元年 10月 22日</p> <p>このシンボルマークは、都城市の新しいCI基本理念である「ウエルネス都城」を象徴化したものです。霧島を中央に三角形で表し、それを取り巻く輪として、人・まち・自然を三つの正円で表現しています。赤色はハート＝人間・市民、青色は理性にあふれた美しいまち、緑色は市の豊かな自然です。また赤い円は、他の二つの円よりも重要であることを表し「人間を中心にして、自然を大切に、まちづくりを進めていく」都城市の姿勢を表現したものです。</p>		 <p>制定 平成6年2月11日</p> <p>高城の「高」をデザイン化したもので、町民が未来に向かって大きくジャンプしている様を表現。グリーン、黄色の楕円、赤の円は、未来の目標に向かって大きく飛躍、発展する高城町を表しています。</p>	 <p>制定 平成5年1月15日</p> <p>山田町の「山」と「y」を緑・水・人の三つに表現し、自然と人のふれあいのもと、平和で豊かな郷土の発展を表す。 円は、「山」の一画で町民・太陽を意味し、希望・発展・情熱を象徴する。 「y」の部分は「山」の二・三画で、水と緑を表すとともに、町民が手を取り合う連帯感をあらわす。 円の中の黄色は、人が太陽の陽を受けて光輝いている様子を表す。</p>	

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
			町 旗  制定 平成6年2月11日 高城の「タ」と「カ」を組み合わせてデザイン化したもので、町民の団結を表す。背景の緑は、豊かな高城の田園と青空の下での落ち着いた町の雰囲気を表し、文字の部分の白地は、町民の精錬潔白さを表す。		

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
7 イメージキャラクター		 <p>山之口町イメージキャラクター 人形浄瑠璃からイメージされた 「じょうくん」</p> <p>新ひむかづくり運動町民会議が、広く一般に公募し、選定した上記3種類を山之口町イメージキャラクターとして使用している。</p>		 <p>山田町イメージキャラクター「大地くん」</p>	

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
		 <p>山之口町イメージキャラクター 町の花あじさいからイメージされた 「あっちゃん」</p>		 <p>山田町イメージキャラクター クタ「ゆたかちゃん」</p>	

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
		 <p>山之口町イメージキャラクター 弥五郎どんからイメージされた 「やっくん」</p>			

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
8 イメージソング	<p>ウエルネスウエルカム</p> <p>1 さわやかに 流れ行く 夜明けの風に めざめれば 一面に 緑まぶしい 憧れよ その翼 大きく 広げ舞い上がり 翔んで 行け 青空遠く この土地に 生を受け 生きる よるこび この胸に いつの日も 感じていたい ね ウエルネス都城 ウエルカム都城 ウエルネス都城 ウエルカム都城</p> <p>2 やわらかな 陽を浴びて 息づく樹々よ 元気さと 微笑みが 似合う 街だね 恵まれた 南国 の 自然の中で やさしさを 紡ぎあい 愛をはぐくむ ふるさととは 誰だって 持ってるけれど この街が いちばんと 素直に誇れる *ウエルネス都城 ウエルカム都城 ウエルネス都城 ウエルカム都城* 季節ごと 花は咲き 鳥はさえずり 生きている 素晴らしさ 明るく謳うよ *くりかえし *くりかえし</p>	<p>山之口音頭</p> <p>1 のぼるのぼる朝日に 晴ればれと 心意気なら 東岳(チョイトネ) 町に 田畑に 新興の 息吹き みなぎる 明日の町 *ソレ よかどよかよか 気張るじゃないか 伸び るみんなの 伸びるみんな の 山之口 山之口 (ソウダネ)</p> <p>2 春は春はほのぼの 山ざくら 秋は紅葉の 青井岳(チョイトネ) つかる温泉に 思い出す 人形浄瑠璃も なつかし や *くりかえし</p> <p>3 昔昔しのべば 腹切っ どん かくれ念佛の 節操 もある(チョイトネ) 女ご ころに 咲く花を 問えば あじさい 町の花 *くりかえし</p> <p>4 仰ぐ仰ぐ霧島 この盆地 を 走るハイウエー 西東 (チョイトネ) 弥五郎どん も 見てござる 拓く文化 の 明日の町 *くりかえし</p>	<p>高城音頭</p> <p>1 ハー桜吹雪の うす紅 つけて 高城平野は 花ぐ もり はるか霧島 かす みに浮いて 神代なごらの 風が吹くソレ 踊り輪に なれ クリトネ 高城音頭 で ヨイトセッセ</p> <p>2 ハーみやれ石山 観音 池も ポート浮かべて 夏 を呼ぶ 香る茶畑 こぼ れるえくぼ 姉さかぶり を のぞく風ソレ</p> <p>3 ハー眉はしろがね み のりは黄金 紅葉7色秋 化粧 汗の苦勞を 笑顔 にかえる 祭りバヤシも はずみがちソレ</p> <p>4 ハー夢の城跡 静かに ねむり 古墳まつりに 散る落ち葉 あつい人情 に 寒さぬき ソレ</p> <p>5 ハー太鼓はずめば 笛 の音はやす 高城繁昌の 晴れ姿 差す手 ひく手 も それあでやかに 丸 い心で 総おどりソレ</p> <p>くりかえし部分</p>	<p>未来に生きるま町</p> <p>1 日付のない 日記のよ うに 青空を 時間は流 れる 高千穂の麓の町は どこにもない 大地があ るよ 陽の光そそぐ こ こは美しい ここは美し いふるさと</p> <p>2 水田のなか 田の神据 えて 豊作を 人は祈る よ えびね咲く 自然の 町は どこにもない 心 があるよ 思い出に惹か れ ここは又かえる こ こは又かえるふるさと</p> <p>3 暮れゆく丘 あかねに 染まり 見わたせば 黍 がゆれるよ 杉木立 そ びえる町は どこにもな い 未来があるよ 夢に 胸熱く ここは生きてい る ここは生きているふ るさと ここは生きてい るふるさと</p>	<p>高崎音頭</p> <p>1 ハアー 花にうもれた 南のまちに ヨイトナー ソレ 旅のつばめも立ち どまる サテ ここは高 崎 高千穂峰の 前に広 がる 大自然 ソレ じゃ がじゃが そうじゃが ナー まこち 大自然</p> <p>2 ハアー 人は情よ 田 畑は黄金 ヨイトナーソ レ 森のみどりに 風も ふく サテ ここは高崎 大淀川は 流れ豊かに 夢を呼ぶ ソレ じゃが じゃが そうじゃがナー まこち夢を呼ぶ</p> <p>3 ハアー 西に東に 伸 び行く道は ヨイトナー ソレ 花の文化の 通る 道 サテ ここは高崎 むかしをたたえ 明日を 招くよ手拍子で ソレ じゃがじゃが そうじゃ がナー まこち 手拍子 で</p>

	各 市 町 の 状 況			
	都城市	山之口町	高城町	山田町
				<p>新やまだ音頭</p> <p>1 春は朝日が えびねを包み 霞たなびく 霧島山 桜化粧で 一堂ヶ丘も 神社城址も 花の海 来やんせ、よかところ、山田町 まこち、よかところ、日本一</p> <p>2 夏は爽やか 蛍の里に 豊年祈って 六月灯 娘 青年 肩寄せあって 響く花火が 祭り呼ぶ 来やんせ、よかところ、山田町 まこち、よかところ、日本一</p> <p>3 秋は銀杏と 櫛の紅葉 里で案山子が 背くらべ 清い流れは 山裾分けて 五穀豊穣の 祝い水 来やんせ、よかところ、山田町 まこち、よかところ、日本一</p> <p>4 冬は湯けむり 疲れを癒し 味は自慢の 山田べぶ 神話伝えて 霧島おろし 明日を夢みる 星の空 来やんせ、よかところ、山田町 まこち、よかところ、日本一</p>

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
				5 山田ひとつに ふれ合う 心 みどり豊かな 若い 町 お年寄りから 孫曾 孫まで 結ぶ未来の 夢 づくり 来やんせ、よかところ、山 田町 まこち、よかと こ、日本一	

	各 市 町 の 状 況				
	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
9 キャッチフレーズ	ウエルネス都城～人が元気 まちが元気 自然が元気			「緑・水・人 安らぎと ふれあいの町山田」	みどり 健康 ふれあいの まち 高崎町

参考

先進地事例

香川県さぬき市（人口 56,713 人 平成 14 年 4 月 1 日合併）

- 1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。
- 2 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

西東京市（人口 180,853 人 平成 13 年 1 月 21 日合併）

- 1 市章は、新市において、調整する。
- 2 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
- 3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

始良中央地区合併協議会（合併後人口 128,573 人 平成 17 年 2 月合併予定）

- 1 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定める。
- 2 宣言は、新市において調整し、新たに制定する。
- 3 表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。
- 4 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。

薩摩川内市（合併後人口 105,464 人 平成 16 年 10 月 12 日合併予定）

- 1 市章、市の木、木の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に以降後、速やかに制定する。
- 2 宣言については、新市に移行後、1 年以内をめどに調整する。
- 3 名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引き継ぐ。

協議第 17 号

保健衛生事業について（協定項目第 23 - 8 号）

保健衛生事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 基本健康診査については、合併時においては個別健診と集団健診の併用とし、合併 3 年後に調整する。
- 2 基本健康診査に付随する各種健（検）診については、合併時に統一調整する。
- 3 骨粗しょう症検診については、合併時においても、現行のとおり集団検診とし、検診内容は合併時に統一調整する。
- 4 各種がん検診については、合併時において個別検診と集団検診の併用とし、検診内容は合併時に統一調整する。

平成 16 年 7 月 7 日提出

都城北諸合併協議会会長 岩橋 辰也

平成 年 月 日承認

都城北諸合併協議会の調整内容（案）

協議事項	保健衛生事業について（協定項目第23 - 8号）	部 会 等	環境保健部会 予防健康分科会
調整の内容	<p>保健衛生事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本健康診査については、合併時においては個別健診と集団健診の併用とし、合併3年後に調整する。 2 基本健康診査に付随する各種健（検）診については、合併時に統一調整する。 3 骨粗しょう症検診については、合併時においても、現行のとおり集団検診とし、検診内容は合併時に統一調整する。 4 各種がん検診については、合併時において個別検診と集団検診の併用とし、検診内容は合併時に統一調整する。 		

留意事項	関係法令等
<p>1 基本健康診査について 都城市は個別方式で実施し、自己負担金を徴収しているが、4町は集団方式で実施し、自己負担金を徴収していない。 ・個別方式においては、都城市の例により自己負担金を徴収することに統一調整する。 ・集団方式においては、4町の例により自己負担金を徴収しないことに統一調整する。</p> <p>2 肝炎ウイルス検診について 国の実施要領に基づいて実施しているが、高城町においては宮崎大学医学部との共同研究事業により、C型肝炎腹部超音波検診も実施している。 ・国の実施要領に基づいて、現行のとおりで統一調整する。 ・高城町における共同研究事業については、地域性のある事業であるので、事業が終了するまで継続して実施する方向で調整する。</p> <p>3 19歳～39歳健康診査について 山之口町、高城町及び山田町は、女性のみを対象として実施しており、都城市及び高崎町は、男性女性とも実施している。 ・男性女性とも実施することに統一する。</p>	<p>参考法令等（条文等抜粋） 老人保健法 （健康診査） 第16条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。</p> <p>医療等以外の保健事業の実施基準（厚生省令185号 昭和57年11月） （保健事業実施要領） 市町村は、市町村の人口規模、年齢構成、地理的状況、住民の健康及び疾病の状況、保健事業の実施に必要な要員、施設の状況、財政事情等に配慮し、地域住民の多様な需用にきめ細かく対応した魅力ある保健事業の実施を図るべく、具体的な実施方法、事業量等に関し地域の实情に即した実施計画を作成し、計画的に事業を推進するものとする。</p> <p>（肝炎ウイルス検診等実施要領） C型肝炎緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害を回避し、進行を遅延させることを目的とする。</p>

4 骨粗しょう症検診について

都城市、山之口町、高崎町及び山田町は集団方式で実施しており、高城町のみ実施していない。

- ・対象者を30歳・40歳・50歳の女性とし、集団方式で実施することに統一調整する。
- ・自己負担金は徴収しないことに統一調整する。

5 各種がん検診について

(胃がん検診)

都城市は、個別方式と集団方式併用で実施し、自己負担金を徴収しているが、4町は集団方式のみ実施し、自己負担金を徴収していない。

- ・対象者を40歳以上とし、個別方式と集団方式の併用で実施することに統一調整する。
- ・個別方式においては、都城市の例により自己負担金を徴収し、集団方式においては、自己負担金を徴収しないことに統一調整する。

(大腸がん検診)

都城市は個別方式で便潜血検査・S状結腸検査を実施し、自己負担金を徴収しており、山之口町は集団方式で便潜血検査・S状結腸検査を実施し、自己負担金を徴収していない。山田町及び高崎町は集団方式で便潜血検査・S状結腸検査を実施し、S状結腸検査のみ自己負担金を徴収している。高城町は集団方式で便潜血検査のみ実施し、自己負担金を徴収していない。

- ・対象者を40歳以上とし、個別方式と集団方式の併用で実施することに統一調整する。
- ・個別方式においては、都城市の例により自己負担金を徴収し、集団方式においては、自己負担金を徴収しないことに統一調整する。
- ・S状結腸検査については、個別方式・集団方式ともに自己負担金を徴収することに統一調整する。

(肺がん検診)

都城市、山之口町、山田町及び高崎町は、集団方式により実施しており、自己負担金は徴収していない。高城町のみ

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(厚生省老人保健課長通達 平成10年3月)

がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にある。一方予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、がん予防が期待されるものも少なくないことから、がん予防重点健康教育及びがん検診を実施し、がん死亡を減少させることを目的とする。

実施していない。

- ・対象者を40歳以上とし、集団方式により実施することに統一調整する。
- ・自己負担金は徴収しないことに統一調整する。

(子宮がん検診)

都城市は個別方式と集団方式併用で実施し、自己負担金を徴収しているが、4町は集団方式により実施し、自己負担金は徴収していない。

- ・対象者を20歳以上とし、個別方式と集団方式の併用で実施することに統一調整する。
- ・個別方式では、都城市の例により自己負担金を徴収し、集団方式では、自己負担金を徴収しないことに統一調整する。

(乳がん検診)

都城市は個別方式により視触診を実施しているが、4町は集団方式によりマンモグラフィ+超音波を実施している。1市4町とも自己負担金を徴収している。

- ・平成17年度から視触診のみの検診は廃止される。
- ・対象者を40歳以上とし、集団方式によりマンモグラフィ+超音波又はマンモグラフィ+視触診で実施することに調整する。
- ・山之口町及び山田町の例により、自己負担金を徴収することに統一調整する。

(前立腺がん検診)

山田町のみ平成16年度から実施する。

集団方式により実施し、自己負担金は徴収しない。

- ・対象者を50歳以上とし、個別方式と集団方式の併用で実施することに統一調整する。
- ・個別方式では自己負担金を徴収するものとし、金額については新市に移行時まで調整する。集団方式では自己負担金を徴収しないことに統一調整する。

【基本健康診査の検査項目】

《 4 町分（集団方式） 》

問診

身体計測

血圧測定

検尿（蛋白・糖・潜血）

肝機能検査（GOT・GPT・ GYP）

脂質検査（総コレステロール・中性脂肪・HDL コレステロール）

腎機能検査(クレアチニン)

血糖

以上が全員検査する

貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）

ヘモグロビンA1c

心電図検査

眼底検査

以上は医師の判断に基づく選択により検査する

《 都城市（個別方式） 》

問診

身体計測

血圧測定

検尿（蛋白・糖・潜血・ウロビリノーゲン）

貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）

肝機能検査（GOT・GPT・ GTP・総蛋白・ZTT・総ビリルビン・ALP）

脂質検査（総コレステロール・中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）

腎機能検査(クレアチニン・BUN・尿酸)

血糖・ヘモグロビンA1c

心電図検査

以上が全員検査する

肝炎ウイルス検査については、事務事業現況調書に記載のとおり

基本健康診査等 委託料の自己負担金調整資料

種 類	方式	委託料	現在の負担金	徴収している市・町	自己負担金(合併調整案)	備 考		
基本健診	医療機関 個別	9,916	1,600	都城市	1,600			
	集 団	5,720	0		0	4町		
肝炎ウィルス検査	節 目 個別 (医療機関委託方式)	C+B	3,904	600	都城市	600		
		Cのみ	3,505	600	都城市	600		
		Bのみ	1,869	300	都城市	300		
	節 目 集 団	C+B	2,520	0		0	4町	
		Cのみ	1,344	0		0	4町	
		Bのみ	420	0		0	4町	
	節 目 外 検 診	節 目 個別 (医療機関委託方式)	C+B	5,982	1,000	都城市	1,000	
			Cのみ	5,583	900	都城市	900	
			Bのみ	3,947	600	都城市	600	
節 目 集 団		C+B	2,520	0		0	4町	
		Cのみ	1,344	0		0	4町	
		Bのみ	420	0		0	4町	
婦人の健康診査 (19歳～39歳男性健康診査含む)	個 別	7,426	1,200	都城市	1,200			
	集 団	5,720	0		0	4町		
骨粗しょう症 (都城市) (山之口町) (山田町・高崎町)	集 団	2,050 1,575	300	都城市	0			
	集 団	3,045	0		0			
	集 団	1,596	0		0			

各種がん検診等 委託料の個人負担金調整資料

検診の種類	方式	委託料	現在の負担金	徴収している市・町	分科会で検討した金額	備考
胃がん	個別	12,216	2,000	都城市	2,000	
	集団	4,410	700	都城市	0	
大腸がん (便潜血)	個別	4,726	800	都城市	800	
	集団	1,640	0		0	
(S状結腸)	個別	12,630	2,000	都城市	2,000	
	集団	3,500	3,500	山田町 高崎町	2,000	山之口町 0 高城町未実施
子宮がん (頸部のみ)	個別	7,027	1,200	都城市	1,200	
	集団	3,465	600	都城市	0	
(頸部 + 体部)	個別	10,383	1,700	都城市	1,700	
前立腺がん	個別					実施していない
	集団	1,846	0		0	山田町のみ実施
乳がん	個別	2,980	500	都城市		17年度から視触診のみは廃止
	集団	8,400	2,000 6,500 2,000 2,100	山之口町 高城町 山田町 高崎町	2,000	

保健衛生事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
<p>基本健康診査 【目的】生活習慣病予防対策の一環として、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図るものであり、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】個別方式 【対象】40歳以上 【委託先】都城市北諸郡医師会 【委託料】一人 9,916円 【賃金】健診受診票整理確認パート賃金 4人20日間 (一人)4,470円 【個人負担】1,600円 ただし、老人医療受給者、健康保険高齢受給者、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は無料 【受診者】(H14)40才以上 21,075人 【実施期間】6月～7月 【会場】指定医療機関 【内容】 国の示した実施要領どおり 但し、眼底検査はなし。 医師の判断に基づき選択的に実施する貧血検査及びヘモグロビンA1c検査については全員実施。 【通知方法】 40才以上の人にハガキ送付 【結果通知】 医療機関にて説明</p>	<p>基本健康診査 【目的】生活習慣病予防対策の一環として、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図るものであり、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 【対象】40歳以上 【委託先】県健康づくり協会、都城事業所 【委託料】一人 5,720円 【賃金】健診パート 13人 10日間 時間単価750円 健診事務補助 1人70日間 時間単価750円 【個人負担】無し 【受診者】(H14)40才以上 1,698人 【回数】日間(午前中のみ) 【会場】体育館 各公民館 6箇所 【内容】(通知方法) 住民基本台帳より40才以上の人全員(住民税特別徴収者を除いた人)に世帯ごとに封筒で受診票を配付 (健康診査内容) 国の示した実施要領どおり 但し、眼底検査はなし。 医師の判断に基づき選択的に実施するヘモグロビンA1c検査については全員実施 (結果通知) 個別に郵送</p>	<p>基本健康診査 【目的】生活習慣病予防対策の一環として、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図るものであり、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 【対象】40歳以上 【委託先】県健康づくり協会、都城事業所 【委託料】一人 5,720円 【賃金】時給 一般700円、 看護師 1,020円、准看護師 840円 栄養士 870円(宮崎県の雇用賃金を適応) 健診パート 一般6人 看護師2人・准看護師1人・栄養士2人 【個人負担】無し 【受診者】(H14)3,147人 【回数】16日間(午前・午後) 【会場】町体育館等5箇所 【内容】住民基本台帳より40才以上の人全員(住民税特別徴収者を除いた人)に世帯ごとに封筒で受診票を配布する結果について各自治公民館の組合を通して通知。組合未設定、組合外は個別に郵送 (健康診査内容) 国の示した実施要領どおり 但し、眼底検査はなし。 医師の判断に基づき選択的に実施するヘモグロビンA1c検査については全員実施。</p>	<p>基本健康診査 【目的】生活習慣病予防対策の一環として、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図るものであり、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 【対象】40歳以上 【委託先】県健康づくり協会、都城事業所 【委託料】一人 5,720円 【賃金】時給 一般700円、看護師・栄養士830円 健診パート 一般13人・看護師 2人・栄養士 1人 【個人負担】無し 【受診者】(H14) 2,320人 【回数】13日間(午前中のみ) 【会場】町体育館等3箇所 【内容】住民基本台帳より40才以上の人全員(住民税特別徴収者を除いた人)に世帯ごとに封筒で受診票を配布する結果について個別に郵送 (健康診査内容) 国の示した実施要領どおり 但し、眼底検査はなし。 医師の判断に基づき選択的に実施するヘモグロビンA1c検査については全員実施。</p>	<p>基本健康診査 【目的】生活習慣病予防対策の一環として、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図るものであり、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 【対象】40歳以上と39歳以下の男性 【委託先】県健康づくり協会、都城事業所 【委託料】一人 5,720円 【賃金】健診パート 12人 15日間 時給 700円 管理栄養士 2人 " 時給 900円 【個人負担】無し 【受診者】(H14)40才以上 2,607人 39才以下男性 108人 【回数】15日間(午前中のみ) 【会場】総合体育館 各公民館7箇所 【内容】(通知方法) 住民基本台帳より40才以上の人全員(住民税特別徴収者を除いた人)に世帯ごとに封筒で受診票を配付 (健康診査内容) 国の示した実施要領どおり 但し、眼底検査はなし。 医師の判断に基づき選択的に実施する貧血検査及びヘモグロビンA1c検査については全員実施。 (結果通知) 個別に郵送</p>

保健衛生事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
<p>肝炎ウイルス検診 【目的】肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】国の示した実施要領どおり 但し、「基本健康診査において当該年度、ALT（GPT）値により要指導とされた者については、次年度の対象とする。 【委託先】【個人負担】【回数】【会場】 について基本健康診査と同じ 【委託料】 HCV抗体検査 2,000円 HCV抗原検査 1,280円（H15年度より追加項目） HCV核酸増幅検査 4,480円 HBs抗原検査 400円 【受診者】（H14）HCV抗体検査 1,306人 HCV核酸増幅検査 3人 HBs抗原検査 1,344人</p> <p>婦人の健康診査 【目的】特に健康診査の機会に恵まれない家庭の主婦や自営業の婦人等を対象に、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図り、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】19～39才以下の女性 【委託先】【委託料】【個人負担】【回数】【会場】【内容】 について基本健康診査と同じ 【受診者】（H14）178人</p> <p>19～39歳健康診査（男性） 基本健診に同じ</p>	<p>肝炎ウイルス検診 【目的】肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】国の示した実施要領どおり 但し、「基本健康診査において当該年度、ALT（GPT）値により要指導とされた者については、次年度の対象とする。 【委託先】【個人負担】【回数】【会場】 について基本健康診査と同じ 【委託料】 HCV抗体検査 2,000円 HCV抗原検査 1,280円（H15年度より追加項目） HCV核酸増幅検査 4,480円 HBs抗原検査 400円 【受診者】（H14）HCV抗体検査 648人 HCV核酸増幅検査 10人 HBs抗原検査 676人</p> <p>婦人の健康診査 【目的】特に健康診査の機会に恵まれない家庭の主婦や自営業の婦人等を対象に、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図り、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】39才以下の女性 【委託先】【委託料】【個人負担】【回数】【会場】【内容】 について基本健康診査と同じ 【受診者】（H14）107人</p>	<p>肝炎ウイルス検診 【予算】町単独（対象者が国の規定に合わないという理由にて） 【目的】肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関やC型肝炎腹部超音波検診を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】これまで実施していない140歳以上の住民 【委託先】【個人負担】【回数】【会場】 について基本健康診査と同じ 【委託料】 HCV抗体検査 2,000円 HCV抗原検査 1,280円（H15年度より追加項目） HCV核酸増幅検査 4,480円 HBs抗原検査 400円 【受診者】（H14）HCV抗体検査 279人 HCV抗体陽性者 17人</p> <p>婦人の健康診査 【予算】町単独 【目的】特に健康診査の機会に恵まれない家庭の主婦や自営業の婦人等を対象に、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図り、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】19才から39才の女性 【委託先】【委託料】【個人負担】【回数】【会場】【内容】 について基本健康診査と同じ 【受診者】（H14）人</p>	<p>肝炎ウイルス検診 【目的】肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】国の示した実施要領どおり 【委託先】【個人負担】【回数】【会場】 について基本健康診査と同じ 【委託料】 HCV抗体検査 2,000円 HCV抗原検査 1,280円（H15年度より追加項目） HCV核酸増幅検査 4,480円 HBs抗原検査 400円 【受診者】（H14）HCV抗体検査 1,224人 HCV核酸増幅検査 4人 HBs抗原検査 1,250人</p> <p>婦人の健康診査 【目的】特に健康診査の機会に恵まれない家庭の主婦や自営業の婦人等を対象に、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図り、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】19才から39才の女性 【委託先】【委託料】【個人負担】【回数】【会場】【内容】 について基本健康診査と同じ 【受診者】（H14）117人</p>	<p>肝炎ウイルス検診 【目的】肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】国の示した実施要領どおり 但し、「基本健康診査において当該年度、ALT（GPT）値により要指導とされた者については、次年度の対象とする。 【委託先】【個人負担】【回数】【会場】 について基本健康診査と同じ 【委託料】 HCV抗体検査 2,000円 HCV抗原検査 1,280円（H15年度より追加項目） HCV核酸増幅検査 4,480円 HBs抗原検査 400円 【受診者】（H14）HCV抗体検査 1,306人 HCV核酸増幅検査 3人 HBs抗原検査 1,344人</p> <p>婦人の健康診査 【目的】特に健康診査の機会に恵まれない家庭の主婦や自営業の婦人等を対象に、疾患の疑いのあるもの又は危険因子を持つ者の早期発見を図り、単に医療を必要とする者を発見するだけでなく、栄養や運動などに関する正しい知識を伝え、生涯にわたって実践できる健康な生活習慣の獲得を動機づけることを目的とする。 【方法】集団方式 基本健康診査と同時に実施 【対象】19～39才以下の女性 【委託先】【委託料】【個人負担】【回数】【会場】【内容】 について基本健康診査と同じ 【受診者】（H14）178人</p> <p>19～39歳健康診査（男性） 基本健診に同じ</p>

保健衛生事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
<p>骨粗しょう症検診</p> <p>【目的】骨粗しょう症の予防には中高年になってから骨密度の減少を抑えるだけでなく、若いうちに骨密度をできるだけ高めておくことが必要であり、若いうちの骨密度検診により、その時点での自分の健康状態を把握し、事後指導等を通じて自分のライフスタイルの見直しをする機会となり、早期からの健康づくりに役立てることを目的とする。</p> <p>【方法】 集団方式</p> <p>【対象】 18歳以上の男女</p> <p>【委託先】 鹿児島県厚生農業協同組合 都城市北諸県郡医師会</p> <p>【個人負担】 300円</p> <p>【会場】 健康まつり会場 都城健康サービスセンター</p> <p>【委託料】 鹿児島県厚生農業協同組合 2,050円 都城市北諸県郡医師会 1,575円</p> <p>【受診者】 (H14) 470人</p> <p>【検診内容】 前腕部のレントゲン撮影による骨量測定 (D X A法)</p>	<p>骨粗しょう症検診</p> <p>【目的】骨粗しょう症の予防には中高年になってから骨密度の減少を抑えるだけでなく、若いうちに骨密度をできるだけ高めておくことが必要であり、若いうちの骨密度検診により、その時点での自分の健康状態を把握し、事後指導等を通じて自分のライフスタイルの見直しをする機会となり、早期からの健康づくりに役立てることを目的とする。</p> <p>【方法】 集団方式</p> <p>【対象】 30歳以上の女性</p> <p>【委託先】 宮崎高野会診療所</p> <p>【個人負担】 なし</p> <p>【回数】 1回/年</p> <p>【会場】 山之口町中央公民館</p> <p>【委託料】 3,045円/一人 (税込)</p> <p>【受診者】 64人</p> <p>【内容】 (通知方法) 広報誌等で広報、申込者に個別通知 (検診内容) 超音波による骨塩定量検査 (結果通知) その場で通知</p>	<p>C型肝炎腹部超音波検診</p> <p>【予算】 宮崎大学医学部第2内科研究事業より</p> <p>【目的】 C型肝炎抗体陽性者の健康維持 (肝臓疾患の早期発見、早期治療) および肝臓病の治療法や予防法の解明</p> <p>【方法】 集団方式 郵送による個別通知</p> <p>【対象】 C型肝炎抗体陽性の住民</p> <p>【個人負担】 なし</p> <p>【回数】 11日</p> <p>【会場】 保健センター、公民館など6カ所</p> <p>【受診者】 (H14) 700人</p> <p>【内容】 肝臓超音波検診 血液検査 問診 (アンケート)</p> <p>【名称】 高城町肝臓病対策委員会</p> <p>【内容】 肝臓病対策事業について意見交換</p> <p>【構成員】 宮崎大学医学部医師、医師会代表、町内医師、保健所長、町長、事務局</p> <p>【回数】 1回</p> <p>【報償費】 17,500円 × 7名</p> <p>骨粗しょう症検診 未実施</p>	<p>骨粗しょう症検診</p> <p>【目的】骨粗しょう症の予防には中高年になってから骨密度の減少を抑えるだけでなく、若いうちに骨密度をできるだけ高めておくことが必要であり、若いうちの骨密度検診により、その時点での自分の健康状態を把握し、事後指導等を通じて自分のライフスタイルの見直しをする機会となり、早期からの健康づくりに役立てることを目的とする。</p> <p>【方法】 集団方式 基本健康診査と同時に実施 (H16から実施予定)</p> <p>【対象】 19歳から50歳までの女性</p> <p>【委託先】 【個人負担】 【回数】 【会場】 について基本健康診査と同じ</p> <p>【委託料】 1,596円</p> <p>【受診者】</p> <p>【内容】 超音波による骨塩定量検査</p>	<p>骨粗しょう症検診</p> <p>【目的】骨粗しょう症の予防には中高年になってから骨密度の減少を抑えるだけでなく、若いうちに骨密度をできるだけ高めておくことが必要であり、若いうちの骨密度検診により、その時点での自分の健康状態を把握し、事後指導等を通じて自分のライフスタイルの見直しをする機会となり、早期からの健康づくりに役立てることを目的とする。</p> <p>【方法】 集団方式 基本健康診査と同時に実施</p> <p>【対象】 50歳以下の女性</p> <p>【委託先】 【個人負担】 【回数】 【会場】 について基本健康診査と同じ</p> <p>【委託料】 1,596円</p> <p>【受診者】 (H15) 464人</p> <p>【内容】 (通知方法) 健診会場にて対象者に希望をとる (検診内容) 超音波による骨塩定量検査 (結果通知) その場で通知</p>

保健衛生事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
<p>肺がん検診 【目的】肺がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】16才及び19歳以上 【委託先】都城市北諸県医師会 【委託料】・胸部X線検査 1,440円 ・喀痰細胞診検査 3,118円 【個人負担】無し 【受診者】(H14) 8,394人 【会場】各自治公民館等 【内容】問診+胸部間接撮影、喀痰細胞診 【周知方法】案内と問診票を各戸配布ちらしにて配布 【結果通知】はがきにて通知</p> <p>子宮がん検診 【目的】子宮がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 個別検診 【対象】30才以上 【委託先】都城市北諸県医師会 健康づくり協会 【委託料】都城市北諸県医師会 頸部のみ 7,207円 頸部+体部 10,383円 健康づくり協会 頸部のみ 3,300円 【個人負担】都城市北諸県医師会 頸部のみ 1,200円 頸部+体部 1,700円 健康づくり協会 頸部+体部 600円 【受診者】(H14) 頸部 2,718人 体部 236人 【会場】指定医療機関 各地区公民館など 【内容】問診+子宮頸部細胞診及び内診 子宮内臓細胞診採取 【周知方法】広報都城 ポスター 【結果通知】各医療機関にて説明 はがき、封書にて個別に通知</p>	<p>S字結腸内視鏡検査(集団検診車)を希望者のみ実施 ・1日間 ・自己負担 0円(委託料 1人3,500円) ・受診者 人</p> <p>肺がん検診 【目的】肺がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 基本健康診査と同時に実施 【対象】40才以上の希望者 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】・問診+二重読影、比較読影+喀痰細胞診 2,301円 ・喀痰細胞診未提出者諸経費 381円 【個人負担】無し 【受診者】1,642人 【回数】10日間(午前中のみ) 【会場】各地区集会所等 6箇所 【内容】(通知方法)基本健康診査時に問診にて対象者を選択と希望者 (検診内容)問診+二重読影、比較読影+喀痰細胞診 (結果通知)要精密者のみ個別訪問</p> <p>子宮がん検診 【目的】子宮がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】 3,465円(一人) 【個人負担】無し 【受診者】107人 【回数】2日間(受付午前、午後) 【会場】各地区集会所等 2箇所 【内容】(通知方法)週報を通して申込書を配布 (検診内容)問診+子宮頸部細胞診 (結果通知)ハガキによる個別通知 要請者のみ訪問による通知</p>	<p>肺がん検診 未実施</p> <p>子宮がん検診 【目的】子宮がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】 3,465円(一人) 【個人負担】無し 【受診者】(H14) 198人 【回数】2日間(受付午前、午後) 【会場】農村環境改善センター・町民体育館 【内容】(通知方法)年度当初に各組合を通して申込を取り、検診2週間前に各組合を通して受診票を配布。週報とホームページで広報。申し込んでなくても受診可。 (検診内容)問診+子宮頸部細胞診 (結果通知)ハガキ(シラー)による個別通知</p>	<p>S字結腸内視鏡検査(集団検診車)を希望者のみ実施 ・1日間 全額 自己負担 3,500円 ・受診者(H14)人 陽性者説明会を実施 3回</p> <p>肺がん検診 【目的】肺がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 基本健康診査と同時に実施 【対象】40才以上の希望者 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】・問診+二重読影、比較読影+喀痰細胞診 2,416円 ・喀痰細胞診未提出者諸経費 400円 【個人負担】無し 【受診者】(H14) 2,320人 *H16からはハイリスク者のみ 【回数】13日間(午前中のみ) 【会場】基本健康診査と同時に 【内容】(通知方法)基本健康診査時に問診にて対象者を選択と希望者 (検診内容)問診+二重読影、比較読影+喀痰細胞診 (結果通知)要精密者のみ個別訪問</p> <p>子宮がん検診 【目的】子宮がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】 3,465円(一人) 【個人負担】無し 【受診者】(H14) 198人 【回数】3日間(受付午前、午後) 【会場】各地区集会所等 5箇所 【内容】(通知方法)回覧、オフトーク、町広報誌等 (検診内容)問診+子宮頸部細胞診 (結果通知)ハガキによる個別通知 要請者のみ訪問による通知</p>	<p>S字結腸内視鏡検査(集団検診車)を希望者のみ実施 ・1日間 全額 自己負担 3,500円 ・受診者(H14) 62人 陽性者説明会を実施 5回</p> <p>肺がん検診 【目的】肺がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 基本健康診査と同時に実施 【対象】40才以上の希望者 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】・問診+二重読影、比較読影+喀痰細胞診 2,416円 ・喀痰細胞診未提出者諸経費 400円 【個人負担】無し 【受診者】(H14) 128人 【回数】15日間(午前中のみ) 【会場】各地区集会所等 7箇所 【内容】(通知方法)基本健康診査時に問診にて対象者を選択と希望者 (検診内容)問診+二重読影、比較読影+喀痰細胞診 (結果通知)要精密者のみ個別訪問</p> <p>子宮がん検診 【目的】子宮がんを早期に発見し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】 3,465円(一人) 【個人負担】無し 【受診者】(H14) 209人 【回数】2日間(受付午前、午後) 【会場】各地区集会所等 4箇所 【内容】(通知方法)週報を通して申込書を配布 (検診内容)問診+子宮頸部細胞診 (結果通知)ハガキによる個別通知 要請者のみ訪問による通知</p>

保健衛生事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
<p>乳がん検診 【目的】乳がんを早期に見出し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】個別検診 【対象】30才以上の女性 【委託先】都城市北諸県都医師会 【委託料】 2,980円(一人) 【個人負担】 500円(一人) 【受診者】(H14)928人 【会場】指定医療機関 【内容】視診 触診 【周知方法】広報都城 ポスター 【結果通知】各医療機関にて説明</p>	<p>乳がん検診 【目的】乳がんを早期に見出し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者 【委託先】(医療法人)プレストピア 【委託料】 8,400円(一人) 【個人負担】2,000円(一人) 【受診者】70人 【回数】1日間 【会場】役場 【内容】(通知方法)週報を通して申込書を配布 申込者には時間割をして (検診内容)超音波+マンモグラフィ (結果通知)封書による個別通知</p>	<p>乳がん検診 【目的】乳がんを早期に見出し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者 【委託先】(医療法人)プレストピア 【委託料】 1,900円(一人) 【個人負担】6,500円(一人) 【受診者】(H14)56人 【回数】2日間 【会場】農村環境改善センター 町民体育館 【内容】(通知方法)組合を通して申込書を全世帯配布。申込書の提出が電話による申し込み。週報にて広報。申込者には時間割をして受診票を郵送 (検診内容)超音波+マンモグラフィ (結果通知)封書による個別通知</p>	<p>乳がん検診 【目的】乳がんを早期に見出し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者(定員100人)*H14は50人 【委託先】(医療法人)プレストピア 【委託料】 8,400円(一人) 【個人負担】2,000円(一人) 【受診者】(H14)50人 【回数】2日間 【会場】総合センター 【内容】(通知方法)回覧、オフトーク、町広報誌等 申込者には時間割をして (検診内容)超音波+マンモグラフィ (結果通知)封書による個別通知</p> <p>前立腺がん検診(H16から実施予定) 【目的】前立腺がんを早期に見出し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】50才以上の偶数歳の男性 【委託先】宮崎県健康づくり協会 【委託料】1,846円(一人) 【個人負担】無料 【受診者】 【回数】13日間(午前中のみ) 【会場】基本健康診査と同時 【内容】(通知方法)基本健康診査と同時 (検査内容)血液検査 (結果通知)基本健康診査と同時に個別通知</p>	<p>乳がん検診 【目的】乳がんを早期に見出し治療に結びつけ、がんの予防を図る。 【方法】集団検診 【対象】30才以上の女性の希望者 【委託先】(医療法人)プレストピア 【委託料】 8,400円(一人) 【個人負担】2,100円(一人) 【受診者】(H14)220人 【回数】3日間 【会場】役場 【内容】(通知方法)週報を通して申込書を配布 申込者には時間割をして通知 (検診内容)超音波+マンモグラフィ (結果通知)封書による個別通知</p>

《参考》

協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日新設合併）

健康診査については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、健康診査（成人病）にかかる料金は、国基準単価に準拠する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

骨粗鬆症疫学調査事業については、現行のとおりとする。

静岡県静岡市（平成15年4月1日新設合併）

各種健（検）診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

茨城県潮来市（平成13年4月1日新設合併）

検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一する。

協議第18号

児童福祉事業について（協定項目第23-11号）

児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 父子家庭児童扶養手当については、合併時において、廃止の方向で調整する。
なお、今後の国の制度導入動向を見ながら、新市において検討をしていくものとする。
- 2 出産祝金支給については、合併時において、廃止の方向で調整する。

平成16年7月7日提出

都城北諸合併協議会会長 岩橋 辰也

平成 年 月 日承認

都城北諸合併協議会の調整内容（案）

協議事項	児童福祉事業について（協定項目第23 - 11号）	部 会 等	住民福祉部会 児童福祉分科会
調整の内容	<p>児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 父子家庭児童扶養手当については、合併時において、廃止の方向で調整する。 なお、今後の国の制度導入動向を見ながら、新市において検討をしていくものとする。</p> <p>2 出産祝金支給については、合併時において、廃止の方向で調整する。</p>		

留意事項	関係法令等
<p>1 父子家庭児童扶養手当については、山田町のみで実施されている父子家庭への支援福祉制度である。1市3町においては、国及び県で定める、母子及び父子等家庭医療費助成制度のみである。制度の少ない困窮した父子家庭の児童福祉を図る目的としては、必要性を認められるものではあるが、新市全体における財政負担の増大を考慮すると合併時に、廃止の方向で調整することが望ましい。なお、今後の国の制度導入動向を見ながら、新市において検討をしていくことが望ましい。</p> <p>2 出産祝金支給については、高城町、山田町及び高崎町において実施されているが、支援効果の有効性、財政負担の観点から合併時に、廃止の方向で調整することが望ましい。ただし、高城町、山田町及び高崎町においては、合併前日までの出生を対象として、届出の経過措置期間を設けることが必要である。</p> <p>3 児童福祉事業においては、少子化対策、育児支援制度の拡充を、総合的な視野のもと調整を図ることが望ましい。</p>	

父子家庭児童扶養手当 各市町の対象者調

山田町父子家庭児童扶養手当

- (目的) 母親と生計をともにしていない父子家庭の児童の児童福祉の増進を図るため。
- (受給資格) 義務教育終了前の児童と生計を同じくし現に保護養育している父親及び養育者。
- (支給要件) 所得制限あり(児童手当に準ずる)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	301万円
1人	339万円
2人	377万円
3人	415万円
4人	453万円
5人	491万円

平成16年4月1日付、所得制限にかからない父子世帯で義務教育終了前の児童(平成元年4/2以降出生児童)がいる世帯数及び経費負担(試算)

	都城市		山之口町		高城町		山田町		高崎町		世帯数計	1月あたり 手当額計		
	世帯数	手当額	世帯数	手当額	世帯数	手当額	世帯数	手当額	世帯数	手当額				
児童1人の世帯	10,000		121	1,210,000	2	20,000	3	30,000	5	50,000	3	30,000	134	1,340,000
児童2人の世帯	15,000		66	990,000	1	15,000	4	60,000	5	75,000	5	75,000	81	1,215,000
児童3人の世帯	17,000		13	221,000	0	0	1	17,000	2	34,000	1	17,000	17	289,000
児童4人の世帯	19,000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童5人の世帯	21,000		0	0	0	0	0	0	0	0	1	21,000	1	21,000
児童6人の世帯	23,000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			200	2,421,000	3	35,000	8	107,000	12	159,000	10	143,000	233	2,865,000

年間経費 2,865,000円 × 12月 = 34,380,000円

(試算額については、あくまでも現時点においてのおおよその見込みである。)

15年度 出産祝金制度のシュミレーション

都城市

高城町の単価の場合

	都城市の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	615		
2子目	486		
3子目	171	100,000	17,100,000
4子目	31	200,000	6,200,000
5子目以降	7	300,000	2,100,000
計	1,310		25,400,000

山之口町

高城町の単価の場合

	山之口町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	19		
2子目	20		
3子目	10	100,000	1,000,000
4子目	3	200,000	600,000
5子目以降	0	300,000	0
計	52		1,600,000

高城町

高城町の単価の場合

	高城町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	38		
2子目	33		
3子目	16	100,000	1,600,000
4子目	1	200,000	200,000
5子目以降	1	300,000	300,000
計	89		2,100,000

山田町

高城町の単価の場合

	山田町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	26		
2子目	17		
3子目	8	100,000	800,000
4子目	2	200,000	400,000
5子目以降	0	300,000	0
計	53		1,200,000

高崎町

高城町の単価の場合

	高崎町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	19		
2子目	25		
3子目	14	100,000	1,400,000
4子目	1	200,000	200,000
5子目以降	2	300,000	600,000
計	61		2,200,000

新市

高城町の単価の場合

	新市の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	717		
2子目	581		
3子目	219	100,000	21,900,000
4子目	38	200,000	7,600,000
5子目以降	10	300,000	3,000,000
計	1,565		32,500,000

山田町の単価の場合

	都城市の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	615		
2子目	486		
3子目	171	100,000	17,100,000
4子目	31	300,000	9,300,000
5子目以降	7	500,000	3,500,000
計	1,310		29,900,000

山田町の単価の場合

	山之口町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	19		
2子目	20		
3子目	10	100,000	1,000,000
4子目	3	300,000	900,000
5子目以降	0	500,000	0
計	52		1,900,000

山田町の単価の場合

	高城町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	38		
2子目	33		
3子目	16	100,000	1,600,000
4子目	1	300,000	300,000
5子目以降	1	500,000	500,000
計	89		2,400,000

山田町の単価の場合

	山田町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	26		
2子目	17		
3子目	8	100,000	800,000
4子目	2	300,000	600,000
5子目以降	0	500,000	0
計	53		1,400,000

山田町の単価の場合

	高崎町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	19		
2子目	25		
3子目	14	100,000	1,400,000
4子目	1	300,000	300,000
5子目以降	2	500,000	1,000,000
計	61		2,700,000

山田町の単価の場合

	新市の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	717		
2子目	581		
3子目	219	100,000	21,900,000
4子目	38	300,000	11,400,000
5子目以降	10	500,000	5,000,000
計	1,565		38,300,000

高崎町の単価の場合

	都城市の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	615	30,000	18,450,000
2子目	486	30,000	14,580,000
3子目	171	100,000	17,100,000
4子目	31	200,000	6,200,000
5子目以降	7	300,000	2,100,000
計	1,310		58,430,000

高崎町の単価の場合

	山之口町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	19	30,000	570,000
2子目	20	30,000	600,000
3子目	10	100,000	1,000,000
4子目	3	200,000	600,000
5子目以降	0	300,000	0
計	52		2,770,000

高崎町の単価の場合

	高城町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	38	30,000	1,140,000
2子目	33	30,000	990,000
3子目	16	100,000	1,600,000
4子目	1	200,000	200,000
5子目以降	1	300,000	300,000
計	89		4,230,000

高崎町の単価の場合

	山田町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	26	30,000	780,000
2子目	17	30,000	510,000
3子目	8	100,000	800,000
4子目	2	200,000	400,000
5子目以降	0	300,000	0
計	53		2,490,000

高崎町の単価の場合

	高崎町の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	19	30,000	570,000
2子目	25	30,000	750,000
3子目	14	100,000	1,400,000
4子目	1	200,000	200,000
5子目以降	2	300,000	600,000
計	61		3,520,000

高崎町の単価の場合

	新市の15年度中出生児童数	単価	祝金総額
1子目	717	30,000	21,510,000
2子目	581	30,000	17,430,000
3子目	219	100,000	21,900,000
4子目	38	200,000	7,600,000
5子目以降	10	300,000	3,000,000
計	1,565		71,440,000

出生児童数については、2004/5/25現在の住民基本台帳の人口より推計

児童福祉事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
			<p>父子家庭児童扶養手当</p> <p>【目的】児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の推進を図ることを目的とする</p> <p>【内容】父子家庭児童扶養手当に関する事</p> <p>【対象者】義務教育終了前の児童と生計を同じくし現に保護養育している父（当該児童の父以外の者が保護養育するときはその者とする）</p> <p>【支給額】児童 1 人 10,000円/月 児童 2 人 15,000円/月 児童 3 人 17,000円/月 児童 4 人 19,000円/月・・・ （児童 3 人以上の時は、上 2 人を除いた、児童 1 人につき 2,000円を加算した額とする）</p> <p>【支給時期】年 3 回 3 月、8 月、1 2 月</p> <p>【決算額】父子家庭児童扶養手当 1,747,000円</p> <p>【その他特筆すべき事項】 ・所得制限について 児童手当法に準ずる</p>	

児童福祉事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町																				
		<p>出産祝金</p> <p>【目的】 子どもが健やかに生まれ育つために、子育てのしやすい環境づくりを推進し、次代を担う児童の健全育成と活力ある発展に資すること。</p> <p>【対象者】 出産日前に6箇月以上引き続き高城町の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者で、2児を養育し、第3子以降の子を出産かつ養育する者。</p> <p>【内容】 対象者の申請を受けて、以下の額を支給する。</p> <table border="0" data-bbox="985 630 1232 702"> <tr> <td>第3子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第4子</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>第5子以降</td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>【決算】 2,800千円 一般財源 2,800千円</p>	第3子	100,000円	第4子	200,000円	第5子以降	300,000円	<p>出産祝金</p> <p>【目的】 子どもが健やかに生まれ育つために、すくすく子育て支援金を支給することにより子育てのしやすい環境づくりを推進し、次代を担う児童の健全育成と「緑・水・人安らぎとふれあいの町山田」の活力ある発展に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 出産日前に6箇月以上引き続き山田町の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者で、2児を養育し、第3子以降の子を出産かつ養育する者。</p> <p>【内容】 対象者の申請を受けて、以下の額を支給する。</p> <table border="0" data-bbox="1400 654 1646 726"> <tr> <td>第3子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第4子</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>第5子以降</td> <td>500,000円</td> </tr> </table> <p>【決算】 3,400千円 一般財源 3,400千円</p>	第3子	100,000円	第4子	300,000円	第5子以降	500,000円	<p>出産祝金</p> <p>【目的】 子育てのしやすい環境づくりを推進し、次代を担う児童の健全育成と活力ある町づくりに資すること。</p> <p>【対象者】 高崎町の住民基本台帳に登録され、かつ、引き続き6箇月以上住居する者が出生した子を養育する者。</p> <p>【内容】 対象者の申請を受けて、以下の額を支給する。</p> <table border="0" data-bbox="1814 630 2116 726"> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第4子</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>第5子</td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>【決算】 3,380千円 一般財源 3,380千円</p>	第1子・第2子	30,000円	第3子	100,000円	第4子	200,000円	第5子	300,000円
第3子	100,000円																							
第4子	200,000円																							
第5子以降	300,000円																							
第3子	100,000円																							
第4子	300,000円																							
第5子以降	500,000円																							
第1子・第2子	30,000円																							
第3子	100,000円																							
第4子	200,000円																							
第5子	300,000円																							

《参考》

協定（協議）先進事例

山梨県南アルプス市（平成15年4月1日新設合併）

児童福祉の取扱いについては、次のとおりとする。
国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

群馬県神流町（平成15年4月1日新設合併）

児童福祉事業については、統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。

鹿児島県川薩地区合併協議会（平成16年10月12日目標新設合併）

出産祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。

愛媛県今治市及び越智郡11か町村合併協議会（平成17年1月16日目標新設合併）

出産祝い金支給事業については、廃止の方向で調整する。

三重県松坂地方合併協議会（平成17年1月1日目標新設合併）

父子福祉手当給付事業については、合併までに廃止の方向で調整する。

協議第19号

環境対策事業について（協定項目第23 - 16号）

環境対策事業については、次のとおり取り扱うものとする。

火葬施設については、使用料も含めて、合併時に都城市の例により統一調整する。

平成16年7月7日提出

都城北諸合併協議会会長 岩橋 辰也

平成 年 月 日承認

都城北諸合併協議会の調整内容（案）

協議事項	環境対策事業について（協定項目第23 - 16号）	部会等	環境保健部会 環境分科会
調整の内容	環境対策事業については、次のとおり取り扱うものとする。 火葬施設については、使用料も含めて、合併時に都城市の例により統一調整する。		

留意事項	関係法令等
<p>現在1市4町において火葬施設は、都城市が設置している都城市斎場のみである。4町については同施設を利用しているが、施設の使用料に違いがあり、合併時において、都城市の例により統一調整するのが望ましい。</p>	<p>参考法令等（条文等抜粋）</p> <p>墓地・埋葬等に関する法律 （定義） 第2条 7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。</p> <p>（火葬場外の火葬の禁止） 第4条 2 火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない。</p>

都城市斎場の施設利用及び維持管理に関する資料

斎場施設利用状況

(利用件数)

総計 2,229件 (都城市 1,318件 : 市外 911件)
利用割合 6割 : 4割

(内訳件数)

都城市	1,318件
三股町	199件
山之口町	86件
高城町	155件
山田町	98件
高崎町	149件
財部町	129件
その他	95件

斎場維持管理関係予算

14年度 歳入 64,007千円(使用料)
歳出 68,308千円

15年度 歳入 64,096千円
歳出 103,181千円 (支出増は修繕費の増による)

4町分の使用料を20,000円とした場合の収入減(見込み)

概算 480名×25,000円(減額分) = 12,000千円

環境対策事業の取扱い

都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
<p>【目的】 墓地埋葬法に定める遺体の火葬施設を設置し、その運営と管理を行なう。</p> <p>【内容】 斎場利用許可書を交付 (発行及び使用料徴収は市民課) 遺体火葬後、火葬済証を交付 火葬炉の運転及び施設管理事務については民間委託 定期的な火葬炉の保守点検・改修 宮型霊柩車の乗入れ禁止</p>	<p>都城市斎場利用</p>	<p>都城市斎場利用</p>	<p>都城市斎場利用</p>	<p>都城市斎場利用</p>

《参考》

都城市斎場条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、都城市斎場(以下「斎場」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第2条 斎場の位置は、都城市下長飯町5453番地とする。

（利用許可）

第3条 斎場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第4条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

別表（第4条関係）

区分			単位	金額	備考	
焼却施設	遺体	12歳以上	死亡時住所が本市である場合	1体	20,000円	
			死亡時住所が本市でない場合	1体	45,000円	
		12歳未満	死亡時住所が本市である場合	1体	13,000円	
			死亡時住所が本市でない場合	1体	29,000円	
	本市に住所を有する者	死産児		1体	6,000円	
		改葬遺骨		1棺	6,000円	
		産胎物		1胎分	2,000円	
		肢体の一部			3,000円	
	本市に住所を有しない者	死産児		1体	12,000円	
		改葬遺骨		1棺	12,000円	
		産胎物		1胎分	4,000円	
		肢体の一部			6,000円	
霊安室	死亡時住所が本市である場合		1体1日	5,000円	1日を超える場合は、1日ごとに2,000円を加算する	

協議第 20 号

学校などの通学区域関係について（協定項目第 23 - 22 号）

学校などの通学区域関係については、次のとおり取り扱うものとする。

小・中学校の通学区域については、現行どおり新市に引き継ぎ、見直しについては、弾力的な運用に努めるものとし、合併後、必要に応じ検討するものとする。

平成 16 年 7 月 7 日提出

都城北諸合併協議会会長 岩橋 辰也

平成 年 月 日承認

協 議 事 項	学校などの通学区域関係について（協定項目第23 - 22号）		部会等	学校教育部会 学校教育分科会												
調整の内容	小・中学校の通学区域については、現行どおり新市に引き継ぎ、見直しについては、弾力的な運用に努めるものとし、合併後、必要に応じ検討するものとする。															
事務事業名	都	城	市	山	之	口	町	高	城	町	山	田	町	高	崎	町
学校通学区域			山之口小学校 花木地区 下富吉地区 青井岳地区		高城小学校 大井手地区 桜木地区 高城町地区 穂満坊地区		山田小学校 南山田地区 北山田地区		高崎小学校 大牟田地区 東霧島地区							
小学校区域	別紙のとおり		麓小学校 山之口地区 富吉小学校 上富吉地区		有水小学校 有水地区 石山小学校 石山地区 四家小学校 四家地区		中霧島小学校 中霧島地区 木之川内小学校 木之川内地区		高崎麓小学校 前田地区 江平小学校 江平地区 縄瀬小学校 縄瀬地区 笛水小学校 笛水地区							
中学校区域	別紙のとおり		山之口中学校 山之口全域		高城中学校 大井手地区 桜木地区 穂満坊地区 石山地区 有水中学校 有水地区 四家中学校 四家地区		山田中学校 町内全域		高崎中学校 大牟田地区 東霧島地区 江平地区 縄瀬地区 前田地区 笛水中学校 笛水地区							

都城市立小学校通学区域（規則第2条及び細則第1条関係）

学校名	通 学 区 域
明道小	上町、松元町、八幡町、牟田町、西町、姫城町（1街区、4街区～7街区、10街区～16街区）、甲斐元町（2街区～12街区、29街区）、都島町（日豊本線より北側の区域）、鷹尾一丁目の一部（24街区の一部、26街区、27街区）宮丸西団地
南小	中町、葦原町、早鈴町（木工団地北側を除く）、姫城町（2街区、3街区、8街区、9街区、17街区～27街区、番地の一部区域）、甲斐元町（1街区、13街区～28街区）、下長飯町（南ヶ丘団地を除く区域（市営下長飯団地除く））
大王小	大王町、宮丸町、前田町、小松原町、北原町、平江町、志比田町、栄町（国道269号線・都三道路・JR日豊本線及び市道栄・年見460号線に囲まれた地域を除く区域）
東小	上東町、東町、天神町、中原町、妻ヶ丘町、菖蒲原町、若葉町、花繰町、早鈴町（木工団地北側）
上長飯小	上長飯町、一万城町、広原町
五十市小	鷹尾2丁目、鷹尾3丁目、鷹尾4丁目、鷹尾5丁目、南鷹尾町、平塚町、五十町、都島町（日豊本線より南側の区域）、鷹尾1丁目（24街区の一部及び26街区、27街区を除く区域）
西小	横市町、南横市町、都原町、蓑原町（久味木地区）
今町小	大岩田町、今町、下長飯町（南ヶ丘団地（市営下長飯町団地））、梅北町（女橋の一部）
沖水小	高木町、太郎坊町、金田町、吉尾町、都北町
祝吉小	早水町、立野町、郡元町、郡元1丁目、郡元2丁目、郡元3丁目、郡元4丁目、神之山町、祝吉町、祝吉1丁目、祝吉2丁目、祝吉3丁目、千町、年見町、栄町（国道269号線・都三道路・JR日豊本線及び市道栄・年見460号線に囲まれた地域）
志和池小	上水流町、下水流町、岩満町、丸谷町（下大五郎1班、万ヶ塚、丸谷1班、2班、吉行、荒ヶ田）
丸野小	野々美谷町、丸谷町（下大五郎2班、3班、中大五郎1班、2班、3班、薄谷）
庄内小	庄内町、閉之尾町、乙房町（平田1班、2の1班、2の2班、3の1班、3の2班、4班、5の1班、5の2班）
菓子野小	菓子野町
乙房小	乙房町（平田1班、2の1班、2の2班、3の1班、3の2班、4班、5の1班、5の2班）を除く区域。
西岳小	美川町、高野町
吉之元小	吉之元町
夏尾小	夏尾町
御池小	御池町
梅北小	梅北町（女橋の一部を除く区域）
安久小	豊満町、安久町
川東小	上川東1丁目、上川東2丁目、上川東3丁目、上川東4丁目、下川東1丁目、下川東2丁目、下川東3丁目、下川東4丁目
明和小	久保原町、蓑原町（久味木地区を除く区域）

都城市立中学校通学区域（規則第2条及び細則第1条関係）

学校名	通 学 区 域
姫城中	明道小及び南小の区域
小松原中	大王小の区域
妻ヶ丘中	東小及び上長飯小の区域
五十市中	五十市小及び今町小の区域並びに明和小の区域の一部（久保原町1街区～8街区、12街区～36街区）
祝吉中	祝吉小及び川東小の区域
沖水中	沖水小の区域
志和池中	志和池小及び丸野小の区域
庄内中	庄内小、菓子野小及び乙房小の区域
西岳中	西岳小及び吉之元小の区域並びに御池小の区域（1～5700）の一部（横尾、二反平、札立原を除く区域）
夏尾中	夏尾小の区域及び御池小の区域（5701～）の一部（横尾、二反平、札立原）
中郷中	梅北小及び安久小の区域の全部
西中	西小の区域及び明和小の区域の一部（久保原町9街区～11街区及び蓑原町）

協議第 21 号

学校教育事業について（協定項目第 23 - 23 号）

学校教育事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 教育委員の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定に基づき 5 人とし、合併時に選任するものとする。
- 2 幼稚園・学校の新設及び統廃合については、現行どおり新市に引き継ぎ、施設の現状や園児・児童生徒の推移を見ながら、合併後、新市において検討するものとする。
- 3 財団法人都城育英会については、現行どおりとする。
- 4 幼稚園の支援については、現行どおりとし、私立幼稚園運営費補助金については、都城市の例により、合併時に調整する。
- 5 児童生徒の遠距離通学補助については、現行どおりとし、合併後、新市において検討し調整する。
- 6 給食費については現行どおりとし、合併後速やかに調整する。
- 7 給食物資の調達については、登録業者による入札を基本とする。地場産野菜等の使用も考慮して、合併後速やかに新市において調整する。

平成 16 年 7 月 7 日提出

都城北諸合併協議会会長 岩橋 辰也

平成 年 月 日承認

協議事項	学校教育事業について（協定項目第23 - 23号）			部会等	学校教育部会	学校教育分科会
調整の内容	教育委員の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき5人とし、合併時に選任するものとする。			関係法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（組織） 第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの（次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。）の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。		
事務事業名	都 城 市	山 之 口 町	高 城 町	山 田 町	高 崎 町	
教育委員						
教育長の給与年額及び任期期間	11,049千円 平成16年9月30日	8,990千円 平成19年9月30日	8,990千円 平成17年12月24日	8,990千円 平成18年9月30日	8,990千円 平成18年10月9日	
教育委員長の報酬及び任期期間	1,224千円 平成16年9月30日	288千円 平成16年9月30日	288千円 平成18年12月24日	288千円 平成16年9月30日	288千円 平成19年9月30日	
教育委員の報酬及び任期期間	840千円 平成18年9月30日	233千円 平成17年9月30日	233千円 平成16年9月30日	233千円 平成17年9月30日	233千円 平成16年9月30日	

役職定数	教 育 長	1	1	1	1	1
	教育委員長	1	1	1	1	1
	委員長代理	1	1	1	1	1
	委 員	2	2	2	2	2
計		5	5	5	5	5

協議事項	学校教育事業について(協定項目第23-23号)		部会等	学校教育部会	学校教育分科会								
調整の内容	幼稚園・学校の新設及び統廃合については、現行どおり新市に引き継ぎ、施設の現状や園児・児童生徒の推移を見ながら、合併後、新市において検討するものとする。												
事務事業名	都	城	市	山之口町	高	城	町	山	田	町	高	崎	町
幼稚園・学校の新設及び統廃合	該当なし		園数 1園 学級数 2学級数 園児数 18名 教員数 3名 職員数 0名	園数 3園(高城・石山・有水) 学級数 5学級数 3-1-1 園児数 75名 教員数 7名 職員数 0名	該当なし		該当なし						
幼稚園													
小学校	学校数 23校 学級数 311学級 児童数 8,548名 教員数 445名 職員数 53名	学校数 3校 学級数 25学級 児童数 438名 教員数 39名 職員数 6名	学校数 4校 学級数 34学級 児童数 706名 教員数 51名 職員数 4名	学校数 3校 学級数 21学級 児童数 515名 教員数 39名 職員数 4名	学校数 5校 学級数 37学級 児童数 649名 教員数 56名 職員数 6名								
中学校	学校数 12校 学級数 143学級 児童数 4492名 教員数 306名 職員数 32名	学校数 1校 学級数 8学級 児童数 244名 教員数 17名 職員数 4名	校数 3校 学級数 16学級 児童数 396名 教員数 41名 職員数 3名	学校数 1校 学級数 10学級 児童数 280名 教員数 21名 職員数 1名	学校数 2校 学級数 13学級 児童数 321名 教員数 34名 職員数 1名								

協議事項	学校教育事業について（協定項目第23 - 23号）			部会等	学校教育部会	学校教育分科会										
調整の内容	財団法人都城育英会については、現行どおりとする。															
事務事業名	都	城	市	山	之	口	町	高	城	町	山	田	町	高	崎	町
財団法人 都城育英会	基本財産の管理・運営・奨学金の貸付事業（対象：1市5町）等の決議 役職構成 理事長 市長 常務理事 助役 監事 収入役 事務局長 教育部長 事務局次長 学校教育課長 // 次長補佐 学校教育課長補佐 主任 教育振興係長 対象者 高校生を除く学生 貸付額 月額 30,000 円限度															

財団法人都城育英会の沿革	昭和 27 年 寮舎建設用地購入「東京都練馬区仲町二丁目 136 番地 土地所有権登録完了（都城市長名）	55 年 奨学金給付事業大学 1 年生 40 名 月額 2 万円
	29 年 開寮式 「同文学寮」2 階木造モルタル塗	平成元年 給付から貸与への変換を協議
	40 年 都城育英会として登記	3 年 新規採用奨学生より大学 1 年に対し月額 3 万円貸与する
	54 年 同文学寮中庭にて閉寮式開催 不動産売却のため入札を行う 野村不動産が六億六〇五万円落札（1742.12 m ² ）	平成 4 年 瀬戸山三男基金事業団より 2150 万円の寄付

協議事項	学校教育事業について（協定項目第23-23号）			部会等	学校教育部会 学校教育分科会								
調整の内容	幼稚園の支援については、現行どおりとし、私立幼稚園運営費補助金については、都城市の例により、合併時に調整する。												
事務事業名	都	城	市	山之口町	高	城	町	山	田	町	高	崎	町
幼稚園支援 幼稚園就園奨励費国庫補助金	<u>名称</u> 都城市私立幼稚園就園奨励費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担の軽減 <u>内容</u> 幼稚園に在園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して入園料及び保育料を軽減する幼稚園の設置者に、国庫補助限度額を限度に交付。 <u>金額</u> 80,729,800円			<u>名称</u> 山之口町私立幼稚園就園奨励費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担の軽減 <u>内容</u> 幼稚園に在園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して入園料及び保育料を軽減する幼稚園の設置者に、国庫補助限度額を限度に交付。 <u>金額</u> 公立 97,300円 私立 1,020,820円		<u>名称</u> 高城町立幼稚園・私立幼稚園就園奨励費補助金 <u>目的</u> 町立幼稚園・私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担の軽減 <u>内容</u> 幼稚園に在園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して入園料及び保育料を軽減する幼稚園の設置者に、国庫補助限度額を限度に交付。 <u>金額</u> 公立 300,000円 私立 313,000円		<u>名称</u> 山田町私立幼稚園就園奨励費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担の軽減 <u>内容</u> 幼稚園に在園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して入園料及び保育料を軽減する幼稚園の設置者に、国庫補助限度額を限度に交付。		<u>名称</u> 高崎町私立幼稚園就園奨励費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担の軽減 <u>内容</u> 幼稚園に在園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して入園料及び保育料を軽減する幼稚園の設置者に、国庫補助限度額を限度に交付。			
- 1 市町単独補助金	<u>名称</u> 都城市私立幼稚園運営費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園の円滑な運営 <u>内容</u> 1園あたり 450,000円 在園児数が20名以上の私立幼稚園の運営に要する経費金額 450,000円×12園 = 5,400,000円									<u>名称</u> 高崎町私立幼稚園振興対策費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園の振興及び充実 <u>内容</u> <u>金額</u> 年間 180,000円			
- 2 市町単独補助金	<u>名称</u> 都城市私立幼稚園研修会費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園の円滑な運営 <u>内容</u> 教職員に要する経費（食料費除く） 100,000円 <u>名称</u> 都城市私立幼稚園施設整備費補助金 <u>目的</u> 私立幼稚園の施設整備の推進 <u>内容</u> 幼稚園舎の新築・増築・改築の経費の10分の1以内												

協議事項	学校教育事業について（協定項目第23-23号）		部会等	学校教育部会 学校教育分科会	
調整の内容	児童生徒の遠距離通学補助については、現行どおりとし、合併後、新市において検討し調整する。				
事務事業名	都 城 市	山 之 口 町	高 城 町	山 田 町	高 崎 町
遠距離通学補助 市町遠距離通学費補助	<p>目的 小学校・中学校・高等学校に通学する遠距離の児童生徒に対して通学補助を行う。</p> <p>対象児童 小学生…通学距離が4km以上 中学生…通学距離が6km以上 高校生…御池町、夏尾町、吉之元町、高野町、美川町、安久町石原、尾平野地区、梅北町大浦地区に住所がある生徒</p> <p>事務手順 <小中学校> <u>バス通学</u> 各小中学校から購入された定期券に基づき、補助金申請書が提出される。（年4回） <u>バス以外</u> 各小中学校から補助金申請書を提出、学校を通して各家庭へ支給する。（年1回） <高校生> 各高等学校から補助金申請書を提出、学校を通して各家庭へ支給する。（年1回） <u>経費負担</u> 市全額負担</p>	<p>目的 小学校・中学校の児童生徒のうち、公共交通機関を利用して通学している者に対して通学補助を行う。</p> <p>対象児童 小学生…通学距離が4km以上 中学生…通学距離が6km以上</p> <p>事務手順 <小中学校> <u>電車通学</u> 各小中学校が6ヶ月定期券の補助金申請書を提出し、学校を通して各家庭に支給する。</p> <p>平成14年度実績 160千円</p>	<p>目的 小学校・中学校の児童生徒のうち、公共交通機関を利用して通学している者に対して通学補助を行う。（保護者負担軽減）</p> <p>対象者 四家地区高校生 助成額 バス通学（七瀬谷～四家地区バス停までの差額） 年額 14,000 17,000 円 バイク・自転車・その他送迎 年額 10,000 円</p> <p>スク-ルバス 目的 昭和47年田辺小学校を有水小学校に統合したのに伴い、太郎、田辺、八久保、雁寺地区の遠距離通学児童の安全及び保護者の経費軽減を目的として運行している。</p>	<p>目的 小学校・中学校・高等学校に通学する遠距離の児童生徒に対して通学補助を行う。</p> <p>対象児童 小学生…通学距離が4km以上 1,500円現金支給 中学生…通学距離が6km以上 2,000円現金支給</p>	
中学校交通安全対策補助	<p>中学生の生徒のうち、自転車通学の生徒に対しヘルメット代の補助を行う。</p> <p>予算 一人あたり1300円以内 平成14年度対象者 33名 平成14年度実績 43千円</p>		<p>中学生の生徒のうち、自転車通学の生徒に対しヘルメット代の補助を行う。</p> <p>予算 一人あたり1000円以内 平成14年度対象者 49名 平成14年度実績 54千円</p>	<p>中学生の生徒のうち、自転車通学の生徒に対しヘルメット代の補助を行う。</p> <p>予算 一人あたり1000円 平成14年度対象者 64名 平成14年度実績 64千円 （総務課）</p>	<p>就学援助者に対してヘルメットを支給</p> <p>予算 一人あたり1700円 平成14年度対象者 6名 平成14年度実績 61千円 （総務課）</p>

協議事項	学校教育事業について(協定項目第23-23号)				部会等	学校教育部会	給食分科会						
調整の内容	給食費については、現行どおりとし、合併後速やかに調整する。												
事務事業名	都	城	市	山之口町	高	城	町	山	田	町	高	崎	町
給食費	小学生児童 月額 3,600円	小学生児童 月額 3,600円	小学生児童 月額 3,600円	小学生児童 月額 3,700円	小学生児童 月額 3,700円	小学生児童 月額 3,700円	小学生児童 月額 3,700円	小学生児童 月額 3,700円	小学生児童 月額 3,700円	小学生児童 月額 3,700円	小学生児童 月額 3,500円	小学生児童 月額 3,500円	小学生児童 月額 3,500円
	中学生生徒 月額 4,100円	中学生生徒 月額 4,100円	中学生生徒 月額 4,100円	中学生生徒 月額 4,200円	中学生生徒 月額 4,300円	中学生生徒 月額 4,300円	中学生生徒 月額 4,200円	中学生生徒 月額 4,200円	中学生生徒 月額 4,200円	中学生生徒 月額 4,200円	中学生生徒 月額 4,000円	中学生生徒 月額 4,000円	中学生生徒 月額 4,000円
	小学校教職員 月額 3,600円	小学校教職員 月額 3,600円	小学校教職員 月額 3,600円	小学校教職員 月額 3,700円	小学校教職員 月額 3,700円	小学校教職員 月額 3,700円	小学校教職員 月額 3,700円	小学校教職員 月額 3,700円	小学校教職員 月額 3,700円	小学校教職員 月額 3,700円	小学校教職員 月額 3,500円	小学校教職員 月額 3,500円	小学校教職員 月額 3,500円
	中学校教職員 月額 4,100円	中学校教職員 月額 4,100円	中学校教職員 月額 4,100円	中学校教職員 月額 4,200円	中学校教職員 月額 4,300円	中学校教職員 月額 4,300円	中学校教職員 月額 4,200円	中学校教職員 月額 4,200円	中学校教職員 月額 4,200円	中学校教職員 月額 4,200円	中学校教職員 月額 4,000円	中学校教職員 月額 4,000円	中学校教職員 月額 4,000円
					幼稚園児 月額 4,300円	幼稚園職員 月額 4,300円							

協議事項	学校教育事業について（協定項目第23 - 23号）		部会等	学校教育部会 給食分科会	
調整の内容	給食物資の調達については、登録業者による入札を基本とする。地場産野菜等の使用も考慮して、合併後速やかに新市において調整する。				
事務事業名	都 城 市	山 之 口 町	高 城 町	山 田 町	高 崎 町
給食物資	<u>入札日</u> 毎週月曜日1回（野菜） 月1回（加工品・肉） <u>入札業者</u> 野菜 市内業者 加工品 市内外業者 肉 市内業者	<u>入札日</u> 月1回（野菜・加工品・肉） 見積入札 <u>入札業者</u> 野菜 町内業者 加工品 町外業者 肉 町外業者	<u>入札日</u> 月1回（野菜・加工品・肉） 見積入札 <u>入札業者</u> 野菜 町内外業者 加工品 町外業者 肉 町内外業者	<u>入札日</u> 月1回（野菜・加工品・肉） 見積入札 <u>入札業者</u> 野菜 町内業者 加工品 町外業者 肉 町外業者	<u>入札日</u> 月1回（野菜・加工品・肉） 見積入札 <u>入札業者</u> 野菜 町内外業者 加工品 町外業者 肉 町内外業者

協議第 2 2 号 (第 5 回協議会提出説明事項)

文化振興事業について (協定項目第 2 3 - 2 4 号)

文化振興事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 文化財調査委員会については、合併時に一本化する。
- 2 一般文化財の調査、保存及び保護については、すべて現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 1 6 年 7 月 7 日提出

都城北諸合併協議会会長 岩橋 辰也

平成 年 月 日承認

協議事項	文化振興事業について（協定項目23 - 24号）		部会等	社会教育部会 社会教育分科会	
調整の内容	<p>文化振興事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 文化財調査委員会については、合併時に一本化する。</p> <p>2 一般文化財の調査、保存及び保護については、すべて現行のまま新市に引き継ぐ。</p>				
事務事業名	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
文化財調査委員会	<p>都城市文化財調査委員会</p> <p>【目的】文化財の調査、審議及び建議</p> <p>【活動内容】教育委員会の諮問に応じ、文化財の調査、審議及び建議する。</p> <p>【委員の構成】10人以内とし、会長・副会長・委員で構成。現在の委員数は5人。任期2年</p> <p>【活動の状況】教育委員会の諮問に応じ、年数回、委員会を開催。</p> <p>【委員報酬】7,000円/日。他に費用弁償を支給。</p> <p>【その他特筆すべき事項】</p>	<p>山之口町文化財保護審議委員会</p> <p>【目的】文化財を調査し審議する。</p> <p>【活動内容】教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、かつこれらの事項に必要と認める事項を建議する。</p> <p>【委員の構成】5人とし委員長、副委員長、委員をもって構成任期2年とし再任を妨げない。</p> <p>【活動の状況】必要に応じて委員長が召集 年数回</p> <p>【委員報酬】4,700円/日、費用弁償800円</p> <p>【その他特筆すべき事項】視察研修2年毎</p>	<p>高城町文化財保護審議会</p> <p>【目的】文化財の調査、審議及び建議。</p> <p>【内容】教育委員会の諮問に応じ、文化財の調査、重要事項の審議、かつこれらの事項に関し必要な事項を建議する。</p> <p>【委員の構成】10人以内。委員長・委員で構成。任期2年。現在8人。</p> <p>【活動の状況】教育委員会諮問時及び必要時に開催。年数回。</p> <p>【委員報酬】4,700円/日</p> <p>【予算・決算額】予算188千円 決算45千円</p> <p>【その他特筆すべき事項】視察研修年1回</p>	<p>山田町文化財保護審議委員会</p> <p>【目的】文化財の保護</p> <p>【内容】任期4年</p> <p>【委員の構成】委員長・副委員長・委員 5名以内 任期4年</p> <p>【活動状況】年2回開催</p> <p>【委員報酬】委員長4,800円/日 委員4,700円</p> <p>【予算・決算額千円】予算町費52千円 決算町費45千円</p> <p>【その他特筆すべき事項】</p>	<p>高崎町文化財保護審議委員会</p> <p>【目的】文化財の保護</p> <p>【内容】任期4年</p> <p>【委員の構成】委員長・副委員長・委員 5名以内 任期4年</p> <p>【活動状況】年2回開催</p> <p>【委員報酬】委員長4,800円/日 委員4,700円</p> <p>【予算・決算額千円】予算町費52千円 決算町費45千円</p> <p>【その他特筆すべき事項】</p>
一般文化財の調査、保存及び保護	<p>【主な施策】</p> <p>1 文化財の整備と管理の充実 史跡標柱及び史跡説明板設置事業</p> <p>指定・未指定を問わず、市内に所在する史跡、有形・無形文化財の所在地に標柱もしくは史跡説明板を設置し、地域住民の文化財愛護意識の高揚を図る。</p>	<p>【主な施策】</p> <p>1 文化財の整備と管理の充実 ・史跡標柱及び史跡説明板設置事業</p> <p>町内に現存する文化財の所在地に標柱もしくは史跡説明板を設置し地域住民の文化愛護意識の高揚を図る。</p>	<p>【主な施策】</p> <p>県指定史跡高城町古墳群環境整備事業</p> <p>【目的】古墳群の保存環境の整備</p> <p>【内容】古墳の除草及び清掃</p> <p>【予算・決算】</p> <p>予算210千円 県費70千円 町費14千円</p> <p>決算・210千円 県費70千円 町費14千円</p>	<p>【主な施策】</p> <p>1 史跡標柱及び説明板設置事業</p> <p>【目的】文化財の現状を把握し、保護するため。</p> <p>【予算・決算】なし</p> <p>【事業期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日</p>	<p>【主な施策】</p> <p>県指定文化財管理事業</p> <p>1 史跡標柱及び史跡説明板設置事業（県費補助）</p> <p>【内容】文化財案内板と県指定文化財説明板の補修</p> <p>【対象物】町内所在文化財、東霧島の梵鐘</p>

事務事業名	都城市	山之口町	高城町	山田町	高崎町
<p>一般文化財の調査、保存及び保護</p>	<p>指定史跡維持管理事業 大島畠田遺跡(国指定史跡)、祝吉御所跡(県指定史跡)、山内多門・上原元帥生誕地、稚児桜、正応寺跡の維持管理を行い、史跡の保護と観光資源としての両立を図る。 史跡・文化財の保護に係る基礎資料作成業務 市内に所在する中世城郭の空中写真撮影業務委託、古文書有形文化財等の現地調査を実施し、文化財の保存・保護に資する基礎資料の作成を行う。</p> <p>文化財の指定・登録に関する業務 文化財の指定及び国登録有形文化財登録に係る事務事業</p> <p>2 文化団体の育成 民間研究団体等への機関紙発行補助史談会・南九州文化研究会・植物愛好会・庄内の昔を語る会への機関紙発行補助。</p> <p>文化財愛護少年団の育成 安久・庄内各小学校に所在する文化財愛護少年団活動に関する事務事業</p>	<p>・文化財の指定・登録に関する業務 文化財の指定及び国登録有形文化財登録に係る事務事業</p> <p>2 文化団体の育成 ・文化財愛護少年団の育成富吉小学校に所在する文化財愛護少年団活動に関する事務事業</p> <p>国指定重要無形民族文化財 ・山之口麓文弥節人形浄瑠璃</p> <p>県指定無形文化財 ・山之口弥五郎どん祭り ・花木あげ馬 ・山之口村古墳</p> <p>町指定文花財 ・南方神社仁王石像 ・田島かくれ念仏洞 ・島津寒天工場跡 ・十輪寺の樅木</p>	<p>【事業期間】例年 11 月に行なわれる古墳祭にあわせ、10 月に事業を実施。 県指定無形文化財穂満坊あげ馬 【目的】例祭開催時の補助 【内容】平成 13 年度 300 千円 【その他特筆すべき事項】4 年に 1 度実施。 町指定文化財管理事業 【目的】町指定の文化財の保存・管理 【内容】文化財説明標柱の設置。郷土資料館にて展示 【対象物】五輪塔的宝塔 二十三夜待碑 定満池水神碑 有水庚申碑 石坂碑 有水備前守碑 田の神様 斜縁画像鏡 重弧文器台 御道中記草稿本 船印旗幟「稲福丸」船方諸用控帳 月山日和城址 春日神社 將軍山 宝光寺跡 小山城址 霧島池 將軍神社 間ヶ塚 大楽古戦場 不動寺馬場 諏訪神社 穂満坊浜宮 軍神社 走湯権現社 鳥井原 香禅寺遺跡 下之城址 三島神社 雀ヶ野地下式古墳 平八重城址 石山越古戦場 霧島社跡 石山城址 須田木城址 井之城址 花立榎 かくれ念仏洞 石山戦場川原 石山観音寺拜殿 石敢當 石敢當と塞ノ神 高城神社 長野神社 日蓮宗五輪塔 八代長門守夫妻供養墓 諏訪馬場古戦場跡 旧後藤家商家 【事業期間】平成 14 年 4 月 1 日 ～平成 15 年 31 月 31 日</p>	<p>2 県指定文化財管理事業 【目的】県指定の文化財(イチヨウ)の保存・管理 【内容】草払い・肥料散布他 【対象物】イチヨウ 【予算・決算額】 予算 150 千円 県費 50 千円 町費 100 千円 決算 150 千円 県費 50 千円 町費 100 千円 【事業期間】平成 14 年 4 月 1 日 ～平成 15 年 31 月 31 日</p> <p>3 町指定文化財管理事業 【目的】町指定の文化財の保存・管理。 【内容】 【対象物】瀬茅の石塔・平山の隠れ念仏洞・山田神社の掛軸・手水鉢・しまうつりの碑・前田君開渠紀功碑・瀬茅俵踊り・平山棒踊り・山内 1 バラ踊・谷頭相撲甚句踊り 【予算・決算】</p> <p>4 文化財パトロール・調査</p>	<p>【決算額】3,165 千円(県費 1/2) 【事業期間】平成 15 年 1 月～平成 15 年 3 月 【その他特筆すべき事項】ひむか歴史ロマン街道形成推進事業</p> <p>2 古墳清掃(県費補助) 【目的】水田の中に独立した状態で残存している、夏場には草が茂り、墳丘の低いものは古墳と判別できない状態であるため、草刈作業を行い、古墳の形状が観察できるようにする必要がある。また、この作業を地元の自治公民館へ委託することによって、文化財保護意識の高揚が見込まれる。 【内容】古墳草刈及び清掃(年 2 回 地元自治公民館へ委託) 【対象物】高崎町古墳(塚原地区) 【予算・決算】126 千円(県費 1/3) 【事業期間】平成 14 年 8 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日まで</p> <p>文化財の指定・登録に関する業務 文化財の指定及び国登録有形文化財登録に係る事務事業 【県指定文化財】高崎町古墳、東霧島の梵鐘 【県指定文化財】谷川田之神、朱印状、古石塔群、大クス、御輿、観音瀬(県文化財指定申請中)</p>